

## 質問回答書

文書番号	宇政第14号
事業名	令和8年度学びの環境づくり支援業務委託事業

号	質問		回答
	項目	内容	
1	プロポーザル実施要領 4. 参加資格 (1) ②	類似業務として「教育プログラム設計、学習環境整備、アフタースクール運営等」が例示されていますが、地方自治体・公共機関から受託した事業において、地域住民・関係者向けの研修・能力開発プログラムの企画・運営を行った実績は、類似業務として認められますか。	例示した以外であっても、「学びの環境」を広く捉え、参加者の能力を開発・育成する事業についても類似事業として認めます。
2	プロポーザル実施要領 4. 参加資格 (1) ⑥	名簿未登録の場合においても参加可能となる手立てや、事前登録手続き等により参加が認められる可能性はありますか。	参加表明時点において、当該名簿に登録がない事業者は参加資格を満たしていないため、本プロポーザルに参加できません。また、参加可能となる手立てや手続きはありません。
3	プロポーザル実施要領 7. 企画提案書等の提出 (3) 見積書	各種プログラムを実施するにあたり、市が所有する公共施設などを無償で使用できる場合がありますか。それとも会場借上料などの経費はすべて委託上限額に含めて見積もる必要がありますか。	市有施設の使用料について、条例及び施行規則により公共事業に伴う使用に関して使用料減免規定を設けている施設については、その規定のとおりとします。また、使用料の徴収を規定していない施設については使用料を徴収することはありません。（市役所の会議室など）
4		見積書の内訳について、人件費・外部委託費・その他経費といった費目区分での記載を求めますか。それとも業務項目別の積算での記載でよいですか。	仕様書記載の業務項目別に、内訳（人件費・外部委託費・報償費・旅費・消耗品費・通信運搬費・使用料及び賃借料・その他経費など）を可能な範囲で詳細に記載してください。
5	仕様書 3. 業務内容 全体	子どもの学びの場（月1～2回）、市民向けのワークショップ（月1回程度）、ビジネス基礎知識習得プログラム（年2回程度）、指導者養成講座（年1回以上）について、市として想定している参加人数や定員の規模ほどの程度ですか。	「学びの場（月1～2回）」各10～15人程度、「市民向けのワークショップ（月1回程度）」各20～30人程度、「ビジネス基礎知識習得プログラム（年2回程度）」各20～30人程度、「指導者（メンター）養成講座（年1回以上）」各20～30人程度の参加を想定していますが、事業をより良くするために適切な人数があれば提案書に示してください。
6		「宇陀市が提供するエストニア連携により得られたソーシャルアントレプレナーシップ教育の知見を活用」とありますが、具体的に市から情報、教材データ、あるいは人的ネットワーク（現地の専門家や教育機関の紹介など）の提供はありますか。	市から提供します。（教材データはありません）
7		仕様書第3条に「宇陀市が提供するエストニア連携により得られたソーシャルアントレプレナーシップ教育の知見を活用」とありますが、受託者が独自に有するエストニアの教育機関・団体とのネットワークを追加的に活用・提案することは、審査における評価の対象となりますか。	評価の対象となります。
8	仕様書 3. 業務内容 (1) 学びの環境設計及びプログラム構築	仕様書に「対象年齢・発達段階に応じたプログラムの体系化」とありますが、具体的に小学生、中学生、高校生、大学生など、どの層をメインターゲットとして想定していますか。	宇陀市のすべての子どもたちを対象としています。

号	質問		回答
	項目	内容	
9	仕様書 3. 業務内容 (7) 広報・情報発信の実施	WEB サイト、SNS についてはコンテンツを受託者が作成し、教育長様が承認・公開するという認識でよろしいでしょうか。	基本的には、受託者が作成したコンテンツは、宇陀市の公式ホームページや公式 SNS 等で市の責任において公開しますが、市の承認を受けて受託者独自の方法で情報発信することがあればご提案に示してください。
10	仕様書 4. 業務実施体制	「教育・人材育成・起業支援等の知見を有する人材を配置すること」とありますが、自社雇用でなく、業務委託契約による外部専門家（教育コーディネーター・エスティア教育専門家等）の配置は、要件を満たすと解釈してよいですか。	要件を満たします。